

目 次

第 1 編	総 論	
第 1 章 総則	-----	1
1	計画の目的	
2	計画の対象	
3	市の責務	
4	計画に定める事項	
5	計画の見直し	
6	計画の変更手続	
7	実施マニュアル（仮称）の作成等	
第 2 章 基本方針	-----	3
1	基本的人権の尊重	
2	市民の権利利益の迅速な救済	
3	市民に対する情報提供	
4	関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	
5	市民の協力	
6	指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
7	高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8	保護措置等に従事する者等の安全の確保	
9	地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用	
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱	-----	5
1	地方公共団体	
2	指定地方行政機関	
3	指定（地方）公共機関	
第 4 章 市の地理的、社会的特徴		
第 1 節 地勢	-----	9
第 2 節 気候	-----	9
第 3 節 人口	-----	1 1
1	常住人口	
2	昼間人口	

3 外国人登録人口	
第4節 道路の位置等	1 5
1 主な自動車専用道路	
2 主な一般道路	
3 自動車保有台数	
第5節 鉄道、港湾、空港の位置等	1 6
1 鉄道	
2 港湾	
3 空港	
第6節 主な施設等	1 9
1 地下街・高層建築物	
2 石油コンビナート等	
3 自衛隊施設	
第5章 計画が対象とする事態	2 1
1 武力攻撃事態の類型	
2 緊急対処事態の事態例	
第6章 緊急対処事態への対処	2 3
1 基本的事項	
2 緊急対処事態対策本部	
3 緊急対処事態への対処にあたっての留意事項	
(1) 国の事態認定前の対処	
(2) 緊急対処事態における警報	
(3) 市民生活の安定に関する措置の取扱い	
(4) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する取扱い	

第2編

武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 市の実施体制	2 5
(1) 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合	
(2) 原因不明の事案が発生した場合	

第2節 市国民保護対策本部等 ----- 2 7

1 市対策本部

- (1) 市対策本部の設置等
- (2) 市対策本部長等の職務
- (3) 市対策本部長の権限

2 区対策本部

- (1) 区対策本部の設置等
- (2) 区対策本部長等の職務
- (3) 各部の支援

3 現地調整所

第3節 動員 ----- 4 2

1 動員基準

2 動員の指令

3 勤務時間外における参集

4 動員の報告

5 応援職員の動員

第4節 関係機関等との連携協力の確保 ----- 4 4

1 国・府の対策本部との連携

2 府への措置要請等

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

4 指定（地方）公共機関への措置要請

5 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村に対する応援の要求
- (2) 府に対する応援の要求
- (3) 応援の要求にあたって明示する事項
- (4) 応援部隊の受入体制の整備
- (5) 事務の委託

6 指定（地方）行政機関等に対する職員の派遣要請

7 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
- (2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援

8 市民の自発的な協力との連携

第2章 住民の避難

第1節 警報及び緊急通報 ----- 4 7

1 警報

- (1) 警報の伝達・通知
- (2) 伝達方法
- (3) 配慮を要する者への伝達
- (4) 警報の解除

2 緊急通報

- (1) 武力攻撃災害の兆候の通知
- (2) 緊急通報の伝達・通知

第2節 避難の指示・退避の指示 ----- 4 9

1 避難の指示

2 退避の指示

- (1) 退避の指示者
- (2) 退避の指示に伴う措置
- (3) 屋内退避の指示
- (4) 安全の確保

第3節 避難誘導 ----- 5 2

1 避難誘導の流れ

2 避難実施要領の作成

- (1) 避難実施要領の作成
- (2) 避難実施要領の変更
- (3) 避難実施要領の伝達・通知

3 避難住民の誘導

- (1) 市職員等による避難誘導
- (2) 関係機関等との連携
- (3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整
- (4) 援護を要する者への対応
- (5) 安全の確保
- (6) 避難住民の復帰のための措置

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施 ----- 56

1 救援の実施

- (1) 市長による救援
- (2) 関係機関等との連携

2 救援の内容

- (1) 救援の基準等
- (2) 収容施設の供与
- (3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- (4) 医療救護の提供
 - (4)-1 初期初動医療救護活動
 - (4)-2 後方医療体制の確保
 - (4)-3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営
 - (4)-4 保健師等による健康相談
 - (4)-5 N B C 攻撃を受けた場合の医療活動
- (5) 被災者の捜索・救出
- (6) 遺体の処理、火葬
- (7) 電話その他の通信設備の提供
- (8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 住居障害物の除去

第2節 安否情報の収集・提供 ----- 68

1 安否情報の収集

- (1) 市長による収集
- (2) 収集の方法
- (3) 収集する対象と項目
- (4) 安否情報の整理

2 府知事に対する安否情報の報告

- (1) 報告方法
- (2) 安否情報の報告時期

3 安否情報の提供

- (1) 安否情報の照会の受付

(2) 安否情報の回答

4 日本赤十字社に対する協力

第4章 武力攻撃災害への対処

第1節 市の役割 ----- 7 5

1 武力攻撃災害への対処

2 府知事への措置要請

3 消防に関する措置

第2節 応急措置等の実施 ----- 7 5

1 緊急通報

2 退避の指示

3 警戒区域の設定

(1) 設定者及び設定する要件

(2) 設定方法

4 消火・救助・救急活動

(1) 消防の活動

(2) 相互応援（受援及び応援）

(3) 安全の確保

(4) 関係機関による連絡会議の開催

(5) 市民への協力要請

第3節 生活関連等施設の安全確保 ----- 7 9

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設

(2) 市の役割

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

(1) 危険物質等に関する措置命令等

(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

3 石油コンビナート等に係る災害への対処

第4節 N B C 攻撃による災害への対処 ----- 8 5

1 市の役割

(1) 応急措置の実施

(2) 国の方針に基づく措置の実施

(3) 関係機関との連携

- (4) 市長の権限
- (5) 汚染原因に応じた対応
- (6) 職員の安全の確保

第5節 保健福祉・衛生 ----- 87

1 防疫活動

- (1) 感染症への対応
- (2) 環境衛生対策班の編成
- (3) 環境衛生対策班の任務
- (4) 防疫資機材等の調達

2 食品衛生活動

- (1) 食品衛生対策班の編成
- (2) 食品衛生対策班の任務
- (3) 検査資機材等の調達

3 飲料水衛生確保対策

4 避難住民等の健康維持活動

- (1) 巡回相談等の実施
- (2) 心の健康相談等の実施

5 福祉サービスの提供

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 支援活動
- (3) 緊急入所等

6 応援要請

7 動物の保護等に関する配慮

第6節 廃棄物の処理 ----- 92

1 ごみの処理

- (1) 作業計画の策定
- (2) 一時集積
- (3) 処理・処分
- (4) 応援要請

2 がれき等の処理

- (1) 作業計画の策定
- (2) 一時集積

(3) 処理・処分	
(4) 応援要請	
3 し尿の処理	
(1) 作業計画の策定	
(2) トイレの設置及びし尿の収集	
(3) 処理・処分	
(4) 応援要請	
第7節 被災情報等の収集・報告・公表等	94
1 被災情報の収集及び共有	
2 被災情報の報告	
3 公表・情報提供等	
第5章 市民生活の安定	96
1 生活関連物資等の価格安定	
(1) 生活関連物資等の価格の調査・監視	
(2) 関係法令に基づく措置	
2 避難住民等の生活安定等	
(1) 被災児童生徒等に対する教育	
(2) 公的徴収金の減免等	
(3) 就労状況の把握と雇用の確保	
3 生活基盤等の確保	
(1) 水の安定的な供給	
(2) 施設の適切な管理	

第3編

平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備	98
1 24時間即応体制の確立	
2 動員体制・連絡網の整備	
3 消防等の体制	

第2節 関係機関との連携	98
1 連携体制の整備	
(1) 関係機関等の連絡先一覧の作成等	
(2) 関係機関等との情報共有	
(3) 相互応援体制等の整備	
2 自主防災組織等との連携	
第3節 研修	99
第4節 情報収集・提供	100
1 情報収集・提供のための体制の整備	
2 危機管理総合情報通信システムの整備	
3 非常通信体制の確保・整備	
第5節 広報・啓発	100
第6節 訓練	101
第7節 備蓄等	101
1 市における物資及び資材の備蓄・整備	
(1) 防災のための備蓄の活用	
(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材	
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
(1) 施設及び設備の整備及び点検	
(2) ライフライン施設の機能性の確保	
第2章 避難・救援・災害対処	
第1節 避難	103
1 基礎的資料の準備	
2 警報の伝達・通知	
(1) 警報の伝達・通知先の確認	
(2) 府警察との連携	
(3) 伝達ルート確保	
(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	
(5) 伝達方法の住民への周知	
(6) 新たな伝達手段の検討	
3 避難誘導	
(1) 避難実施要領のパターンの作成	

(2) 援護を要する者の避難誘導	
(3) 近隣市との連携の確保	
4 避難施設	
(1) 避難施設の指定	
(2) 指定にあたっての留意事項	
(3) 指定手続	
(4) 変更・解除手続	
(5) 指定情報の共有化と周知	
5 運送の確保	
第2節 救援	105
1 救援に関する基本的事項	
(1) 基礎的資料の準備	
(2) 関係機関との調整	
2 安否情報の収集・整理・提供	
(1) 安否情報収集のための体制整備	
(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	
第3節 災害対処	106
1 被災情報の収集・連絡体制の整備	
2 生活関連等施設の安全確保	
(1) 生活関連等施設の把握	
(2) 市が管理する公共施設等における警戒	
第3章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第1節 意義	107
第2節 赤十字標章等	107
1 内容	
2 交付及び管理	
第3節 特殊標章等	109
1 内容	
2 交付及び管理	

第 4 編	復旧等
第 1 章 施設の応急復旧	
第 1 節 基本的事項 -----	1 1 1
1 復旧のための体制・資機材の整備	
2 応急復旧の実施	
3 通信手段の確保	
4 府等に対する支援要請	
5 主要施設の応急復旧	
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	
第 1 節 国における所要の法制の整備 -----	1 1 3
第 2 節 所要の法制が整備されるまでの復旧 -----	1 1 3
第 3 章 保護措置に要した費用の支弁等	
第 1 節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 -----	1 1 4
1 国に対する負担金の請求方法	
2 関係書類の保管	
第 2 節 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん -----	1 1 4
1 損失補償	
2 実費弁償	
3 損害補償	
4 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第 4 章 市民の権利利益の救済に係る手続等	
第 1 節 市民の権利利益の迅速な救済 -----	1 1 6
第 2 節 市民の権利利益に関する文書の保存 -----	1 1 7

○ 用語集